

# 公益社団法人 日本青年会議所

## 内部会計監査人規則

### 附 則

この規則の変更規定は平成26年11月22日から施行する。

平成 2年 1月26日 制定  
平成 3年 7月19日 改正  
平成 8年 9月22日 改正  
平成15年10月25日 改正  
平成16年10月23日 改正  
平成20年10月10日 改正  
平成26年11月22日 改正

(目的)

**第1条** 定款第82条第1号の規定に基づき、公益社団法人日本青年会議所（以下「本会」という）の会計監査の適正化を図るため、本会監事を補助するプロジェクトチーム（以下「内部会計監査人グループ」という）を設置する。

(内部会計監査人グループの構成)

**第2条** 内部会計監査人グループは、本会監事が推薦した代表1名、副代表3名以内、幹事1名と本会各地区協議会監査担当役員が推薦した10名を含む内部会計監査人15名以内の有識者によって構成する。

(内部会計監査人の選任及び解任)

**第3条** 内部会計監査人は、次の方法により推薦された者について、本会理事会が承認したうえ選任する。

- (1) 本会監事の推薦によるもの
- (2) 本会各地区協議会監査担当役員の推薦によるもの

2 内部会計監査人の任期は、定款第17条を準用する。

3 本会理事会は、内部会計監査人が次の各号に該当する場合は、内部会計監査人を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務を執行することができないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他会計監査人としてふさわしくない行為があると認められるとき

(内部会計監査人の権限)

**第4条** 内部会計監査人グループは、監事の承認を得て、会計帳簿その他の書類を閲覧及び謄写できるものとする。

2 内部会計監査人グループ代表及びその指名する内部会計監査人は、本会総会、本会理事会、ブロック会長会議並びに本会各地区協議会及び各ブロック協議会の役員会に出席して意見を述べることができる。

(監査報告書)

**第5条** 内部会計監査人グループは、会計監査終了後、速やかに会計監査報告書を監事に提出するものとする。

2 監事が、内部会計監査人グループの監査の方法及び結果を妥当と認めたときは、前項監査報告書にその旨を明記し、監事の行う会計監査の手続きに替えることができる。

(守秘義務)

**第6条** 内部会計監査人は、その職務上知り得た事項を正当な理由なくして、漏洩し、又は盗用してはならない。